

○飯塚市赤ちゃんすくすく元気訪問事業実施要綱

平成23年3月29日

飯塚市告示第85号

改正 H23-241、H24-95、H26-252

(趣旨)

第1条 この告示は、原則としてすべての生後4月を迎える乳児がいる家庭を保健師、看護師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、育児に関する相談及び助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保すること並びに要保護児童等の早期発見及び早期対応を進めることを目的として実施する赤ちゃんすくすく元気訪問事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(H24-95一改)

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、飯塚市(以下「市」という。)とする。

(対象)

第3条 事業の対象は、原則として市に住所を有するすべての生後4月を迎える乳児がいる家庭(以下「対象家庭」という。)とする。

(H24-95一改)

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 育児に関する不安及び悩みの傾聴並びに相談
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 乳児及びその養育者の心身の様子並びに養育環境の把握
- (4) 支援が必要な家庭に対する関係機関との連絡調整
- (5) 父親が子育てに参加することを促進するための助言

(H23-241全改)

- (6) 子育て中の家族同士がサークル活動に参加することを促進するための助言

(H23-241全改)

- (7) すくすく出産祝品(以下「祝品」という。)の贈呈

(H26-252追加)

(訪問従事者)

第5条 訪問に従事する者は、保健師、看護師、助産師、保育士等(以下「訪問員」という。)とする。

(訪問時期)

第6条 訪問は、原則として生後4月を迎えるまでに行うものとする。

(H24-95一改)

(祝品)

第7条 祝品は、対象家庭にいる乳児1人につき1個とする。

2 祝品は、訪問員が対象家庭に訪問する際等に乳児の養育者に贈るものとする。

(H26-252追加)

(遵守事項)

第8条 訪問の際は、身分証明書を提示して、市からの訪問員であることを明確にしなければならない。

2 訪問員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、又同様とする。

(H26-252繰下)

(報告)

第9条 訪問員は、対象家庭を訪問した後、速やかに赤ちゃんすくすく元気訪問事業報告書により、報告しなければならない。

(H23-241一改、H26-252繰下)

(ケース会議等)

第10条 前条の報告を受け、個別的な支援が必要な対象家庭に対しては、関係者によるケース会議等を開催し、適切な支援に結びつけるものとする。

(H26-252繰下)

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(H26-252繰下)

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月10日 告示第241号)

この告示は、平成23年8月15日から施行する。

附 則(平成24年3月27日 告示第95号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月16日 告示第252号)

この告示は、平成26年7月25日から施行する。